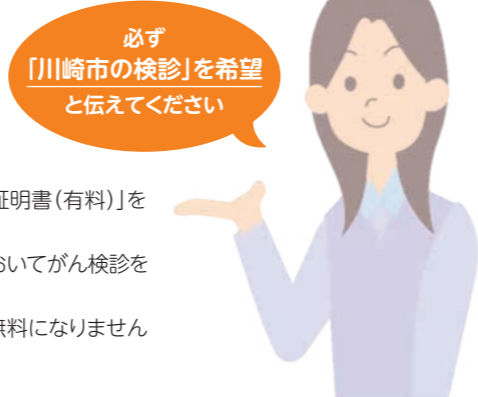


川崎市 がん検診等のご案内

がん検診等は特定健診とは別の制度で、年間を通じて実施しています。会社などで受診の機会のない方は、ぜひご利用ください。

お問合せ先：川崎市がん検診・特定健診等コールセンター TEL **044-982-0491**
健康福祉局保健所健康増進課 FAX 044-200-3986

- 受診できるのは**年度に1回**だけです。(骨粗しょう症検診及び歯周疾患検診は対象年齢時に1回)
子宮がん・乳がんについては**2年度に1回(前年度に受診していない方が対象)**
- 受診券はありません。(歯周疾患検診を除く)
同封の医療機関名簿に記載の医療機関へ直接お申込みください。
- 次の方は**無料**です。
 - ① 70歳以上の方(年度中に70歳になる方を含みます)
 - ② 市・県民税非課税世帯等の方
市・県民税非課税世帯の方が、がん検診等を無料で受けるためには、世帯全員分の「非課税証明書(有料)」を窓口で提示する必要があります。(平成14年4月1日以前生まれの方全員分)
ただし、特定健診受診券の自己負担額「400円」の方が、特定健診と同一日に同一医療機関においてがん検診を受ける場合に限り、「非課税証明書」の提示は必要ありません。
自己負担額「400円」で課税世帯の方が、特定健診と別の日にがん検診を受ける場合には無料になりませんのでご注意ください。



検診名	対象者	内容	費用(円)
がん検診	40歳以上の市民 年度に1回	問診、胸部エックス線検査 かく痰検査(医師が必要と認めた場合のみ)	900 (※かく痰は+200)
		問診、免疫便潜血検査	700
		問診、胃部エックス線検査 問診、胃内視鏡検査	2,500 3,000
子宮がん検診	20歳以上の女性市民 2年度に1回 (前年度に受診していない方が対象)	【頸がん】問診、視診、頸部の細胞診、内診 ※コルポスコープ検査は医師が必要と認めた場合のみ 【頸がん+体がん】上記+体部の細胞診 (必要な場合のみ実施。医師とご相談ください)	1,000 (※体部の細胞診は+800)
乳がん検診	40歳以上の女性市民 2年度に1回 (前年度に受診していない方が対象)	問診、マンモグラフィ検査	1,000
その他の検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性市民 (受診日に満年齢であること)	問診、骨量測定 (医療機関によって検査方法が異なります)	超音波法 600 MD法、SXA法等 700 DXA法による腰椎測定 1,100
		問診、歯周組織検査	900

※対象には、年度中に対象年齢になる方を含みます(骨粗しょう症検診を除く)。

無料のB型・C型肝炎ウイルス検査のご案内

- 平成20年度以降に検査を受けていない方は無料で受けられます。
- 同封の医療機関名簿に記載の医療機関へ直接お申込みください。
- 受診券はありません。(特定健診とは別の制度です。)

肝炎に関するお問合せ 健康福祉局保健所 感染症対策課
TEL **044-200-2441** (直通)
FAX 044-200-3928

40歳～74歳の国保加入の方へ 特定健診を受けよう!

特定健診(特定健康診査)は、生活習慣病の早期発見と予防をするためのメタボリックシンドロームに着目した健診です。健診結果により、必要な方は専門家による特定保健指導を受けることができます。



特定健診・特定保健指導のメリット!

- 1 生活習慣病のリスクを早期発見できます!**(特定健診)
生活習慣病が死因の半数以上を占めています。生活習慣病は自覚症状が出にくく、症状が出たときにはすでに重症ということも少なくありません。早期発見が予防の決め手となります。
- 2 専門家の支援が無料で受けられます。**(特定保健指導)
健診結果をもとに医師・保健師・管理栄養士などが、あなたにあった支援をしてくれるので安心です。

川崎市国民健康保険

特定健診のお問合せ先：川崎市がん検診・特定健診等コールセンター

044-982-0491

(平日)8時30分～17時15分 (第2・第4土曜日)8時30分～12時30分
※年末年始は除きます。 ※通常の通話料がかかります。

特定健診のご案内

実施期間 ▶ 平成29年6月～平成30年3月31日

実施場所 ▶ 指定医療機関
(医療機関名簿に掲載しています)

自己負担金 ▶ 1,200円
(市・県民税非課税世帯等の方は400円)

特定健診を受けるには

1 受診券の確認

受診券が届いたら、氏名、生年月日、性別、有効期限、自己負担額、注意事項をよく確認しましょう。



2 特定健診の申込み

※1月～3月は大変混み合い予約が困難になります。ご予約はお早目に。

同封の医療機関名簿に記載されている医療機関へ直接申し込んでください。

3 特定健診の受診

健診当日は、①受診券 ②国保の保険証 ③自己負担金 を持参してください。

必須健診項目

- 問診〈服薬歴、喫煙歴など〉
- 身体計測〈身長、体重、BMI、腹囲〉
- 理学的検査〈身体診察〉
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・脂質検査〈中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール〉
 - ・肝機能検査〈AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)〉
 - ・血糖検査〈ヘモグロビンA1c〉
 - ・腎機能検査〈血清クレアチニン〉
- 尿検査〈尿糖、尿蛋白、尿潜血〉



詳細な健診項目

- 貧血検査
 - 心電図検査
 - 眼底検査
- ※一定の基準に該当した方のみ実施(希望制ではありません。)

4 結果のお知らせ

医療機関から健診結果を受け取ります。生活習慣病のリスクの程度により支援は3段階に分かれます。

リスクあり と判定された方には、3～4か月後に保健指導の案内(利用券)が届きます。

リスクなし

〈異常なし〉

今のところメタボによる生活習慣病のリスクはありません。



生活習慣病の予防に関する情報提供が行われます。

リスクあり

〈動機付け支援〉

メタボによる生活習慣病のリスクが現れ始めています。

〈積極的支援〉

メタボによる生活習慣病のリスクが重なっています。

保健指導を受けます。

〈動機付け支援〉

健診を受けた医療機関の案内により保健指導が始まります。始めに専門家から個別の指導を受けて、メタボリックシンドロームの改善に取り組みます。

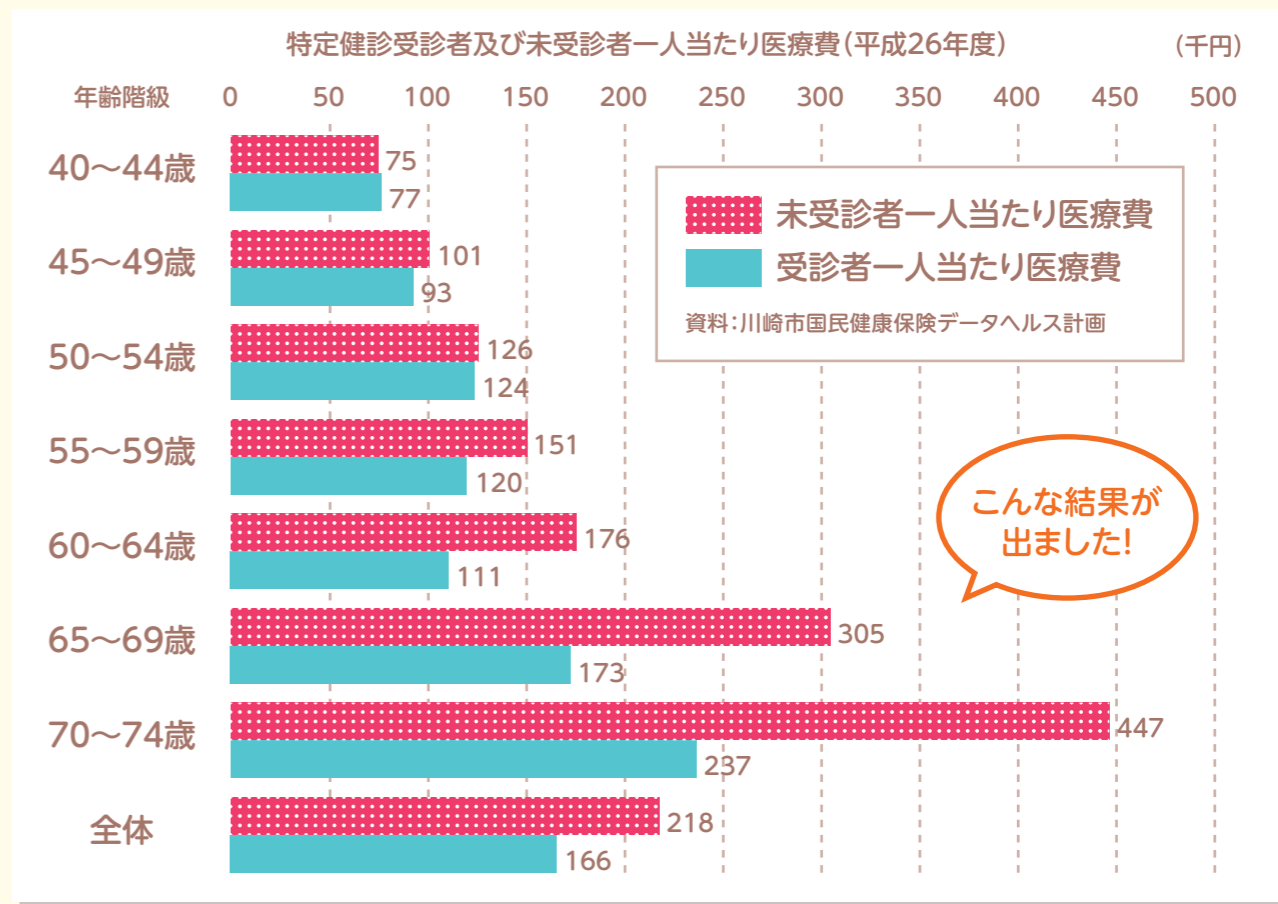
〈積極的支援〉

送付された保健指導の案内から保健指導機関を選んで申し込みます。専門家との個別面接など6か月間の継続的な健康づくりの支援を受けます。

さらにこんな
メリットも!

健診を定期的に受けている人は、
受けていない人に比べ**医療費が安く**すみます

川崎市国民健康保険の被保険者の方で、特定健診を受けている人と受けていない人の医療費を比べたところ、受けている人の方が、その後の医療費が低くなる傾向にありました。これは、早期発見で医療費が抑えられたのはもちろん、健診によって健康意識が高まったことによるものだと考えられます。



特定健診は通院中の方も
受けられます

通院中(服薬中)の方も、特定健診の対象になります。特定健診は、病気にならないために、いち早く異常を発見することを目的としています。医療機関で行う「早期治療」のための検査とは目的が違いますので、通院中の方もぜひ受診してください。

※健診結果は、川崎市が川崎市個人情報保護条例等に基づき厳重に管理し、被保険者の方の健康管理に役立てるよう、統計事業、保健指導、生活習慣病重症化予防事業等に活用します。

特定健診の対象ではない方

※川崎市国民健康保険では、原則として対象年齢の方全員に受診券を発行していますが、国の通知により、次に該当する方は、特定健診を受診することができませんのでご了承ください。

- 妊産婦(産後1年以内)の方
- 病院または診療所に6か月以上継続して入院している方
- 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設に入所している方
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している方
- 老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している方
- 介護保険法に規定する特定施設に入居または介護保険施設に入所している方